知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士/佐野辰巳◎弁護士

部品を交換するメンテナンス行為が特許発明の実施に 該当するか否かが争われた事例

「東京地方裁判所 令和7年7月10日判決 令和6年(ワ)第70128号]

1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「箱型船」と する特許第6898087号(本件特許)を 有する原告が、被告が顧客の依頼を受 けて箱型船にpH制御部等の部品を取 り付ける行為が、本件特許に係る特許 権を侵害すると主張して、侵害行為の 差止めおよび損害賠償を請求した事件 です。

本件は新たな規範が示されたわけで はなく事例判決の一つですが、部品の 交換を伴うメンテナンス行為が、特許 発明の実施に該当するか否かの判断の 参考になるので紹介します。

2. 本件発明の構成要件

本件特許の請求項1に記載の発明 (本件発明)を構成要件に分説すると 次のようになります。

「A 酸原液が希釈された酸処理液を 貯留する酸処理槽と、該酸処理槽内に 設けられ、海苔が付着した海苔網を巻 き取る巻取ロールとを備える箱型船で あって、

B 前記酸原液を前記酸処理槽の前記 酸処理液内に吐出する原液吐出部と、

C 該原液吐出部に前記酸原液を供給 する原液供給部と、

D 前記酸処理槽の中央かつ上方に設 けられる吊り棒と、

E 前記吊り棒から前記酸処理液内に 垂下するシート部材とを備え、

F 前記原液供給部は、前記酸処理液 のpH値を検出するpHセンサと、前記 pHセンサの検出値に基づいて前記酸 処理液への酸原液の供給量を自動調節 する原液供給装置とを備え、

G 前記原液吐出部は、前記シート部 材の下部に設けられている

H ことを特徴とする箱型船|

3. 被告の行為

被告は、顧客が第三者から購入した 箱型船(酸処理槽・巻取ロール・吊り 棒・シート部材などが備わったもの) について、顧客から依頼を受けて、市 販の電源・ポンプ・バケツ・チューブ・ pH制御器・pH計・pHセンサなどの部 品(本件部品)を新規に取り付け、動 作確認後、顧客に引き渡している(新 規取付行為)。

また、被告は、顧客に本件部品を取 り付けた箱型船を引き渡した後は、毎 年、海苔の漁期が終わると、顧客を訪 問し、箱型船からpH制御部 (pH制御器・ pH計・pHセンサから構成される) の

みを取り外し、これらの部品を持ち 帰ってメンテナンスを行い、耐用期間 が1年であるpHセンサに限り交換し たうえで、顧客の元を訪問し、箱型船 に再度取り付けている(本件メンテナ ンス行為)。

4. 争点

本件は、被告製品の構成要件充足性 (争点1)、特許無効の抗弁(争点2)、 被告の行為が本件発明の「実施」に当 たるか (争点3)、損害額 (争点4) が争点になりました。

裁判所は、争点1について被告製品 は本件発明の構成要件を充足し、争点 2について特許無効の抗弁は成り立た ないと判断しました。また、争点3は 本件特許登録後の新規取付行為は本件 発明の実施に当たると認定しました。

本稿では、①争点3のうち本件特許 登録前に新規取付行為を行った製品に 対する本件メンテナンス行為が本件発 明の実施に該当するか否か、②争点4 のうち新規取付行為による損害額の算 定の際に当該製品に対する本件メンテ ナンスのメンテナンス料を含めて算定 することができるか否かについて説明 します。

5. 当事者の主張

(1) 本件メンテナンス行為が本件発 明の実施に当たるか

ア 原告の主張

「被告は、本件特許の登録日後、少 なくとも1度は、本件特許の登録日前 までに新規に顧客に販売した被告製品 について、pH制御器、pH計及びpHセ ンサを取り外して、再度取り付ける本 件メンテナンス行為を行っている。本 件メンテナンス行為は、本件発明の技 術的範囲に属しない製品を本件発明の 技術的範囲に属する製品に変更する行 為であるから、各製品に対して行った 本件メンテナンス行為のうち少なくと も1回は『生産』に該当する。そして、 これを顧客に引き渡す行為は『譲渡』 に該当する|

イ 被告の主張

「一般に、箱型船に取り付けるpHセン サは、使用による汚染や劣化等のため 多くのメーカーにおいて6か月での交 換を推奨されており、被告製品の機能 の維持保全のため、pHセンサ等の交換 を含むメンテナンスをすることが期待さ れる。本件メンテナンス行為は、この ように被告製品の通常の利用に伴って 想定されている範囲内のものである。

また、海苔酸処理船にpHセンサを取 り付けることは本件特許の出願前から の公知技術であり、本件特許の主要部 分ではない。さらに、pHセンサの市場 価格は1万円以下のものが多く、新規 取付行為の限界利益の1%程度の価格 である。このように、被告も被告の顧 客も、本件メンテナンス行為によって 被告製品が新たに作り出されていると いう認識を持つことはあり得ない

(2) 捐害額の算定でメンテナンス料 を考慮できるか

ア 原告の主張

「本件ではメンテナンス料は、売上 高と関連性があるし、実質的には、新規 取付行為による利益を将来に繰り延べ たものと評価できる。また、このように 解さない場合には、新規取付行為の対価 を抑えて、メンテナンス料を高くする ことで、実質的に損害賠償額の支払を 免れることができるため不当である! イ 被告の主張

「メンテナンス行為によって得られ た利益が、『単位数量当たりの利益の 額』に該当するとの主張は争う。そも そもメンテナンス費用は、アフター サービスに関する費用であり、売上高 そのものとは関係がない

6. 裁判所の判断

(1) 本件メンテナンス行為が本件発 明の実施に当たるか

「特許権者が、特許登録前に製造さ れた当該特許の構成要件を充足する製 品に対し、特許登録後に上記製品につ き加工や部材の交換をしたことによ り、上記製品と同一性を欠く製品の新 たな製造をしたと認められる場合に は、当該製造は、特許法2条3項1号 に規定する『生産』に該当するものと 解するのが相当である。そして、上記 にいう製品の新たな製造に当たるかど うかについては、当該製品の属性、特 許発明の内容、加工及び部材の交換の 態様のほか、取引の実情等も総合考慮 して判断するのが相当であり、当該製 品の属性としては、製品の機能、構造 及び材質、用途、耐用期間、使用態様

が、加工及び部材の交換の熊様として は、加工等がされた際の当該製品の状 態、加工の内容及び程度、交換された 部材の耐用期間、当該部材の特許製品 中における技術的機能及び経済的価値 が考慮の対象となるというべきである (最高裁平成18年(受)第826号同19 年11月8日第一小法廷判决参照)。

これを本件についてみると……被告 製品の箱型船自体については、特段の 耐用期間が定められているものではな く、本件メンテナンス行為の対象とな る部品のうちpHセンサに限り、耐用 期間が1年とされているため、毎年の 本件メンテナンス行為により新品に交 換されていることが認められる。

上記認定事実によれば、本件メンテ ナンス行為は、箱型船全体のうち、耐 用期間が1年とされているpHセンサ に限り交換するものであるから、単に 通常の用法に従って、箱型船の消耗品 といえるpHセンサを交換するにとど まるものといえる。しかも、pHセン サの技術的機能をみると、pHセンサ の検出値に基づいて酸原液の供給量を 自動調節する原液供給装置を備える箱 型船は、……に開示されているところ であり、pHセンサが本件発明の本質 的部分に係る構成であるとはいえな い。のみならず、pHセンサの経済的 価値についても……本件発明の技術的 範囲に属する箱型船全体の価値に比べ て、極めて僅かなものといえる。

これらの事情の下においては、本件 メンテナンス行為は、本件発明の本質 的部分に係る構成を欠くに至った状態 のものについて、これを再び充足させ るものとはいえない。

したがって、本件メンテナンス行為 は、被告製品の箱型船と同一性を欠く 箱型船の新たな製造をしたものとはい えず、特許法2条3項1号に規定する 『生産』に該当するものと解すること はできない

(2) 損害額の算定でメンテナンス料 を考慮できるか

「新規取付行為とその後のメンテナ ンス行為は、飽くまで別の行為であり、 新規取付行為を行った業者にメンテナ ンスを依頼することが多いとしても、 これは事実上のものにすぎず、その作 業の性質上、必ずしも新規取付行為を 行った業者でなければメンテナンスが できないというものではなく、原告が 新規取付行為による利益をメンテナン スに係る利益に繰り延べているといえ る事情もうかがうことはできない。こ れらの事情の下においては、メンテナ ンス行為に係る利益は、上記にいう売 上高というのは相当ではなしい。

7. 考察

(1) メンテナンス行為が特許発明の 実施に当たるかについて

本件判決の判断理由中に、先行裁判 例として平成19年11月8日の最高裁 第1小法廷判決〈最高裁平成18年(受) 第826号:インクカートリッジ事件判 決。以下、先例〉が引用されています。 同事件は、特許権者が製造した使用済 みインクカートリッジを回収してイン クを充塡し販売した被告の行為が、特 許権侵害になるか否かが争われた事件 で、権利消尽の有無が主要争点でした。 それに対し本件では、特許登録前に被

告が生産した製品の部品を登録後に交 換した行為が特許権侵害に当たるか否 かが争われ、権利消尽は争点になって いません。

本件と先例とは部品交換前の製品を 生産したのが特許権者か被告かの点で 違いがあります。しかし、「特許発明 の構成要件を充足する製品の部品を交 換して、部品交換後の製品が特許発明 の構成要件を充足するとき、特許権侵 害となるか」という点で本件と先例は 共通しており、先例に示された判断基 準に従って本件の判断をしたことは妥 当でしょう。なお、判決文には明記さ れていませんが、先使用権が争われた 形跡がないことから、対象となった被 告製品は本件特許出願後、登録前に製 造販売された製品と思われます。

本件では、本件メンテナンスで交換 されたpHセンサが本件発明の構成要 件Fの一部を構成する部品であったこ とから争いになりました。しかし、① pHセンサを備える箱型船が先行技術 にあることから、pHセンサの有無が本 件発明の本質的部分といえないこと、 ②pHセンサ以外の部品は耐用年数が 特に定められておらず、長期の使用が 想定されるところpHセンサだけが耐用 年数1年とされており、pHセンサを交 換して使用を継続することは通常の用 法と考えられることから、pHセンサを 交換する本件メンテナンス行為は既存 製品と同一性を欠く製品を新たに生産 したものではないと判断されました。

なお、判断理由中にpHセンサの経 済的価値が箱型船全体の経済的価値に 比べて小さいことが挙げられています が、仮に交換された部品が特許発明の 本質的部分の中核となるような重要部 品であれば、その部品の原価がわずか であっても特許権侵害となりうるの で、製品全体の価格に占める交換部品 の価格は本件では重要な判断要素では ないと思われます。

(2) 損害額の算定でメンテナンス料 を考慮できるかについて

新規取付行為を行った業者にメンテ ナンスを依頼することが多いとして も、これは事実上のものにすぎません。 本件メンテナンス行為は新規取付行為 を行った業者でなければできないとい う性質のものではありません。

そのため、仮に新規取付行為の契約 時にメンテナンス契約を抱き合わせて 販売した場合には独占禁止法で禁止さ れている不公正な取引(一般指定10 号)に該当するおそれがあります。こ のような観点からも新規取付行為の契 約とメンテナンス行為の契約は法的に は独立した契約と考えられますので、 新規取付行為時の利益にメンテナンス 行為の利益を含めることはできないで しょう。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁 理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務 に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

さの たつみ

東北大学大学院理学修士課程修了後、化学メーカーに入社し、特許担当者として勤務。2007 年弁護士登録後、インテックス法律特許事務所に在籍。